

# 非常変災時における臨時休業措置等の判断基準

## 1 高槻市に「暴風（暴風雪）警報」「大雨（大雪）警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

|     | 警 報                      | 対 応                                                                                                                                              | 備 考                 |
|-----|--------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 登校前 | 午前7時現在、いずれかの警報が発表されている場合 | 自宅待機                                                                                                                                             | 給食は中止               |
|     | 午前9時までに全ての警報が解除された場合     | 登 校（午前中授業）<br>学童保育室は開室（弁当持参）                                                                                                                     |                     |
|     | 午前9時現在、いずれかの警報が発表されている場合 | 臨時休業<br>学童保育室は休室                                                                                                                                 |                     |
| 登校後 | いずれかの警報が発表された場合          | <b>【暴風（暴風雪）警報】</b><br>◆安全を確認した上で速やかに下校します※<br><b>【大雨（大雪）、洪水警報】</b><br>◆原則下校ですが、下校させるのが危険と判断する場合は学校で待機します※<br>※下校時刻や下校方法は、状況によって判断します<br>学童保育室は休室 | 給食の有無は、状況によって判断します。 |

- 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、市教委の指示により、前日までに臨時休業を決定する場合があります。
- 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

## 2 高槻市に「特別警報」が発表された場合

|    | 警 報            | 対 応              | 備 考   |
|----|----------------|------------------|-------|
| 当日 | 「特別警報」が発表された場合 | 臨時休業<br>学童保育室は休室 | 給食は中止 |

- 避難指示等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

## 3 高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合

|    | 地 震              | 対 応              | 備 考   |
|----|------------------|------------------|-------|
| 当日 | 震度5弱以上の地震が発生した場合 | 臨時休業<br>学童保育室は休室 | 給食は中止 |

- 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合について、学校では、揺れが収まった後、学校か自宅の近いほうに避難するよう児童生徒に指導しています。
- 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、事前に保護者にお知らせするルールに基づき下校させます。
- 震度4以下の場合は原則通常どおりとしますが、被害状況により臨時休業とする場合があります。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

上記の基準に関わらず、児童生徒を登校させるのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全が確認されてから登校させてください。この場合は、その旨を学校へお知らせください。